

■ 4-1 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について

平成19年2月16日 18消導第227号
平成27年11月10日 27消導第160号
令和2年8月26日 2消規第135号

特定共同住宅等については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第29条の4の規定に基づき、次の省令、告示等により基準が定められている。

- ① 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）
- ② 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号）
- ③ 特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号）
- ④ 特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件（平成17年消防庁告示第4号）
- ⑤ 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成18年消防庁告示第17号）
- ⑥ 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成18年消防庁告示第18号）
- ⑦ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成18年消防庁告示第19号）
- ⑧ 戸外表示器の基準を定める件（平成18年消防庁告示第20号）

本省令等の運用について、消防庁予防課長から「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」（平成17年8月12日付け、消防予第188号。以下「188号通知」という。）が別添のとおり示されたので、別記事項に留意し、適正に運用するものとする。

別 記

1 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 17 年総務省令第 40 号。以下「省令」という。）について

火災予防条例（昭和 37 年名古屋市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 44 条第 2 項の規定に基づき、条例の規定により設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、省令に定める必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いる場合は、次によること。

- (1) 省令第 3 条第 1 項の表は別表 1 に、同条第 2 項の表は別表 1 の 2 にそれぞれ読み替えること。
- (2) 省令第 3 条第 3 項第 2 号イ(イ)は、次により読み替えること。

「(イ) 特定共同住宅等の 11 階以上の階、地盤面からの高さが 31m を超える階及び特定住戸利用施設（10 階以下の階及び地盤面からの高さが 31m 以下の階に存するものに限る。）

又は地階、無窓階で主たる用途に供する部分（令別表第一(5)項ロに掲げる部分に限る。以下同じ。）の床面積が 2,000 m²以上の階の主たる用途に供する部分」

- (3) 省令第 3 条第 4 項第 1 号は、次により読み替えること。

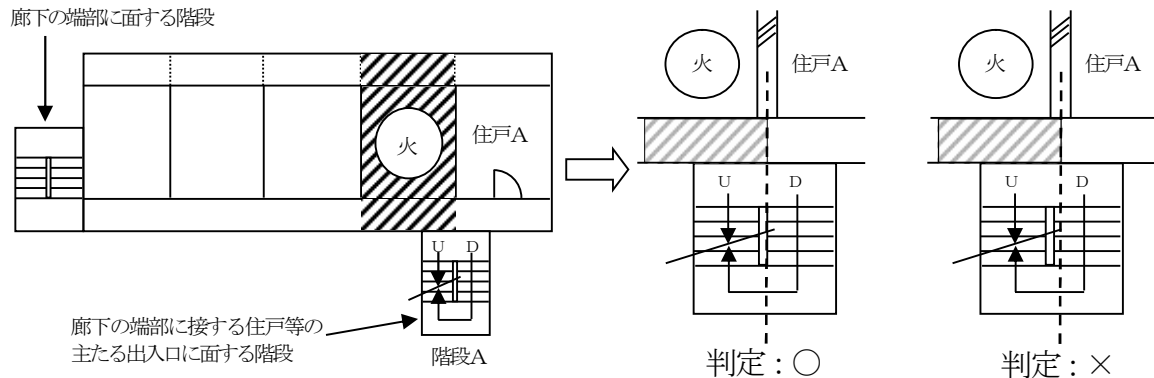
「一 次のいずれかに該当するとき 共同住宅用スプリンクラー設備

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（前項第二号イに掲げる部分、地盤面からの高さが 31m を超える階の部分及び地階、無窓階で主たる用途に供する部分（令別表第一(5)項ロに掲げる部分に限る。以下同じ。）の床面積が 2,000 m²以上の階の主たる用途に供する部分に限り、特定住戸利用施設を除く。）又は開放型特定共同住宅等（前項第二号イに掲げる部分のうち 14 階以下のもの、地盤面からの高さが 31m を超える階の部分及び地階、無窓階で主たる用途に供する部分の床面積が 2,000 m²以上の階の主たる用途に供する部分に限り、特定住戸利用施設を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁並びに天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 13 条第 2 項第 1 号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第 13 条第 2 項第 1 号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ 10 階以下かつ地盤面からの高さが 31m 以下の階に存する特定住戸利用施設を令第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物とみなして同条第 2 項第 3 号の 2 の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定住戸利用施設に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定住戸利用施設に限る。）」

2 「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年消防庁告示第3号。以下「構造類型告示」という。)について

- (1) 構造類型告示第3第2号(1)の、階段室等が「廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している」とは、188号通知第3・1(2)によるほか、次により判断すること。



判断基準：住戸Aに隣接する住戸等が火災になっても、住戸Aの居住者が避難する際、「火災時に利用できない部分(図中斜線部分)」である火災住戸等の前を通らずに階段Aまで到達することができるようにするため、階段Aの入口(降り口：図中のD)が住戸Aに面していることが必要である。

- (2) 構造類型告示第3第2号(4)の「隔板等」は次によること。

ア 大きさは、縦800mm、横600mm以上とすること。

イ 肉厚は、材料の種類に応じて下表によること。

種	類	肉 厚
石 綿 スレート板	フレキシブル板	5mm以下
	軟質フレキシブル板	
	平板(大平板) 軟質板	6mm以下
石綿セメントケイ 酸カルシウム板	0.8-K	8mm以下
	1.0-K	6mm以下
	1.0-CK	
そ の 他 の も の		曲げ破壊荷重700N未満に相当する肉厚

- (3) 構造類型告示第3第2号(5)の「避難経路」として、188号通知第3・1(3)に当該避難経路として利用できない部分が示されているが、同通知第3・1(3)③の「開放型の廊下の判断基準に適合しない廊下」にあつては、「火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸等の幅員に相当する部分」も避難経路として利用できないものであること。

また、同通知第3・1(3)の図15において、廊下端部に設けられた階段が屋内階段等で外気が流通しない場合にあつては、廊下全体を「避難経路として利用できない部分」として取扱うこと。

- (4) 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)aの「外気に面する部分の面積」には、次の部分は含まれないものであること。

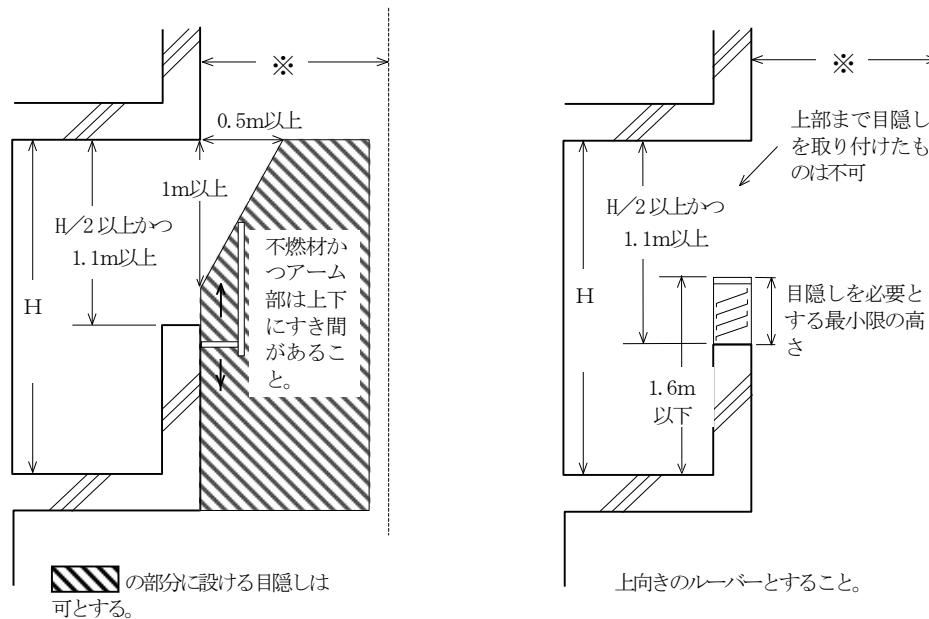
ア 188号通知第3・2(1)①の「外気に面しない部分」とみなされる部分

イ 188号通知第3・2(1)②の「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなされる部分

ウ 階段室等(直接外気に開放されたものを含む。)

また、188号通知第3・2(3)に開放型廊下の判断基準が示されているが、「見付面積」を算定する際の高さ(階高-スラブ厚)は、廊下に天井を貼った場合であっても同じ(階高-スラブ厚)であること。

- (5) 構造類型告示第4第2号(4)イの廊下に、次の基準に適合する目隠し(ルーバー等)を設けた場合は、当該部分は外気に開放されているものとして取扱い差し支えないものであること。



※ 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m以上離れていること。

- (6) 構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」については、188号通知第3・2(4)によるほか、次によること。

ア 「外気に面しない部分」とは、「周囲の3面が直接外気に開放されていない部分」をいうものであること。

イ 屋外階段及び構造類型告示第4第2号(5)イ又はロに適合する階段室等は、「外気に面しない部分」には含めないものであること。

3 188号通知について

- (1) 188号通知第1・4中、「〔令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて〕(昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号)記1(2)」は、「〔令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて〕(昭和50年6月5日付け、50消導第55号の2)記1(2)」に読み替えること。

- (2) 188 号通知第 6 は次により読み替え運用すること。

「第 6 運用期日等について

省令及び関係する告示の施行に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以降に確認申請がなされた建築物については、次に掲げる通知、通知の部分及びこれらに関する質疑応答等（以下「特例通知等」という。）に係る運用は行わないこととすること。

ただし、事前相談の時期等を鑑み、省令を適用することにより構造上大規模な変更を要するものに限り、当分の間、従前のおり特例通知等の運用を行って差し支えないものとする。

なお、本市における特例通知等の廃止の時期等については別途通知することとする。

- (1) 「共同住宅等に係る消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について」（平成 15 年 1 月 30 日付け、15 消導第 19 号）
- (2) 「「共同住宅等に係る消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準」に関する質疑応答について」（平成 15 年 1 月 30 日付け、15 消導第 20 号）
- (3) 「令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成 9 年 3 月 31 日付け、9 消導第 71 号）別記 3 及び 4
- (4) 「共住区画を貫通する配管等の取扱いに関する質疑応答について」（平成 10 年 9 月 18 日付け、10 消導第 168 号）

4 その他

- (1) 「特定共同住宅等早見表」を別表 2 及び別表 2 の 2 のとおり作成したので活用されたい。
- (2) 次に掲げる計算プログラムが消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載された。

ア 住戸等への延焼防止措置について【上階延焼 (070228). xls】

188 号通知第 2・3 に示す「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成 17 年消防庁告示第 2 号）第 3 第 3 号 (2) ロに規定する「住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること」を確認する計算プログラム。

イ 特定光庭の基準等について【特定光庭 (070228). xls】【解説図 (070228). xls】

188 号通知第 2・5 に示す「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成 17 年消防庁告示第 2 号）第 4 第 1 号 (1) に規定する「火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量」及び同号 (2) イに規定する「避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量」を確認する計算プログラム。

ウ 煙の降下状況を確認する方法について【開放性検証 (070228). xls】

188 号通知第 3・2 (5) に示す「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成 17 年消防庁告示第 3 号）第 4 第 2 号 (4) イ (ロ) 及び同号 (5) ロに規定する「煙が床面からの高さ 1.8 メートルまで降下しないこと」を確認する計算プログラム。

別表 1 (住戸利用施設を除く。)

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	
構造類型	階 数		必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を有
二方向避難型特定共同住宅等	五階を除く階数が五以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第三項第二号イ(ロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分並びに条列S P義務の階(※)に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	十階を除く階数が十以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第三項第二号イ(ロ)及び(ハ)に掲げる階及び部分並びに条列S P義務の階(※)に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	十階以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第三項第二号イに掲げる階及び部分並びに条列S P義務の階(※)に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	五階を除く階数が五以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	六階以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	
構造類型	階数		必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
二方向避難・開 放型特定共同住 宅等	地階を除く階数が 十以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は 共同住宅用非常警報設備及び
	地階を除く階数が 十一以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共 同住宅等	地階を除く階数が 十以下のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第三項第二号イ（ロ）及び（ハ）に掲げる階及び部分並びに条例ＳＰ義務の階（※）に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が 十一以上のもの	消火器具 屋内消火栓設備（第三項第二号イに掲げる階及び部分並びに条例ＳＰ義務の階（※）に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	住宅用消火器及び消火器具 共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

- 備考 １ 本表は、省令第３条第１項に規定する表に、条例の規定により義務となる通常用いられる消防用設備等を追加したものである。
- ２ 表中※印の「条例ＳＰ義務の階」とは、条例の規定によりスプリンクラー設備が設置義務となる「地盤面からの高さが三十一メートルを超える階又は地階、無窓階で主たる用途に供する部分の床面積が二千平方メートル以上の階」をいう。

別表 1 の 2 (住戸利用施設)

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	屋内消火栓設備（次項第二号イに掲げる階及び部分並びに条列SP義務の階（※1）に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十以下のもの	屋内消火栓設備（次項第二号イに掲げる階及び部分並びに条列SP義務の階（※1）に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備（次項第二号イに掲げる階及び部分並びに条列SP義務の階（※1）に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	屋内消火栓設備（次項第二号イに掲げる階及び部分並びに条列SP義務の階（※1）に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十以下のもの	屋内消火栓設備（次項第二号イに掲げる階及び部分並びに条列SP義務の階（※1）に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備（次項第二号イに掲げる階及び部分並びに条列SP義務の階（※1）に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階 数		
二放型 等特定共同住宅等	地階を除く階数が 十以下のもの	屋内消火栓設備（次項第二号イに掲げる階及び部分並びに条例SP義務の階（※1）に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備及び 共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が 十一以上のもの	屋内消火栓設備（次項第二号イに掲げる階及び部分並びに条例SP義務の階（※1）に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
その他の特定共同住宅等	地階を除く階数が 十以下のもの	屋内消火栓設備（次項第二号イに掲げる階及び部分並びに条例SP義務の階（※1）に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が 十一以上のもの	屋内消火栓設備（次項第二号イに掲げる階及び部分並びに条例SP義務の階（※1）に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備

- 備考 1 本表は、省令第3条第2項に規定する表に、条例の規定により義務となる通常用いられる消防用設備等を追加したものである。
- 2 表中※1の「条例SP義務の階」とは、条例の規定によりスプリンクラー設備が設置義務となる「地盤面からの高さが三十一メートルを超える階」をいう。
- 3 表中※2の「条例屋内消火栓義務の部分」とは、条例の規定により屋内消火栓設備が設置義務となる「16項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの及び五階以上の階で、床面積が百平方メートル以上のもの」をいう。

特定共同住宅等早見表（住戸利用施設を除く。）

項 目 \ 構造類型	二方向避難・開放型	開放型	二方向避難型	その他
構 造 等	主要構造部が耐火構造である。 共用部分の壁及び天井の仕上げを準不燃材料とする。 住戸等は開口部のない耐火構造の床又は壁で区画する。（一定の防火措置を講じた場合を除く。） 住戸等の共用部分に面する開口部は、防火設備である防火戸とする。 光庭が特定光庭に該当する場合、当該特定光庭に面する開口部等に構造規制あり。 (5) 項口の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以上であること。			
	住戸等の共用部分に面する開口部の面積規制なし。		住戸等の共用部分に面する開口部は、一の住戸等につき、一の開口部面積を 2 ㎡以下（機械室等は緩和あり）とし、合計 4 ㎡以下（共用室は 8 ㎡以下）とする。ただし、共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている住戸、共用室及び管理人室は除く。	
特定光庭の判断	「特定光庭の判断フロー」 参照			
開放型の判断	「開放型特定共同住宅等の判断フロー」 参照			
消火器具	次の①又は②によること。 ①法令に従い特定共同住宅等の各部分から歩行距離 20m以下となるよう消火器を設置する。 ②住戸、共用室又は管理人室ごとに住宅用消火器を設置し、かつ、共用部分及び倉庫、機械室等に各階ごとに歩行距離 20m以下となるよう消火器具を設置する。ただし、廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分は消火器具を設置しないことができる。			
屋内消火栓設備	「屋内消火栓設備・共同住宅用スプリンクラー設備の判断表」 参照			
スプリンクラー設備	「屋内消火栓設備・共同住宅用スプリンクラー設備の判断表」 参照			
避難器具	免 除（注）	免 除	免 除（注）	免 除
自動火災報知設備	共同住宅用自動火災報知設備を設置又は次によること。 ・地階を除く階数が 10 以下のものは、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備とすることができる。 ・共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸、共用室及び管理人室は免除できる。	共同住宅用自動火災報知設備を設置又は次によること。 ・地階を除く階数が 5 以下のものは、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備とすることができる。 ・共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸、共用室及び管理人室は免除できる。		共同住宅用自動火災報知設備を設置する。 なお、共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸、共用室及び管理人室は免除できる。
非常警報器具又は非常警報設備	免 除			
誘導灯及び誘導標識	免 除		法令に従い設置する。	
連結送水管 非常コンセント設備	法令に従い設置する。ただし、階段室型特定共同住宅等については、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備とすることができる。			
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	免 除			

（注）二方向避難確保のために設ける避難器具を除く。（凡例）法令：消防法施行令、消防法施行規則、火災予防条例

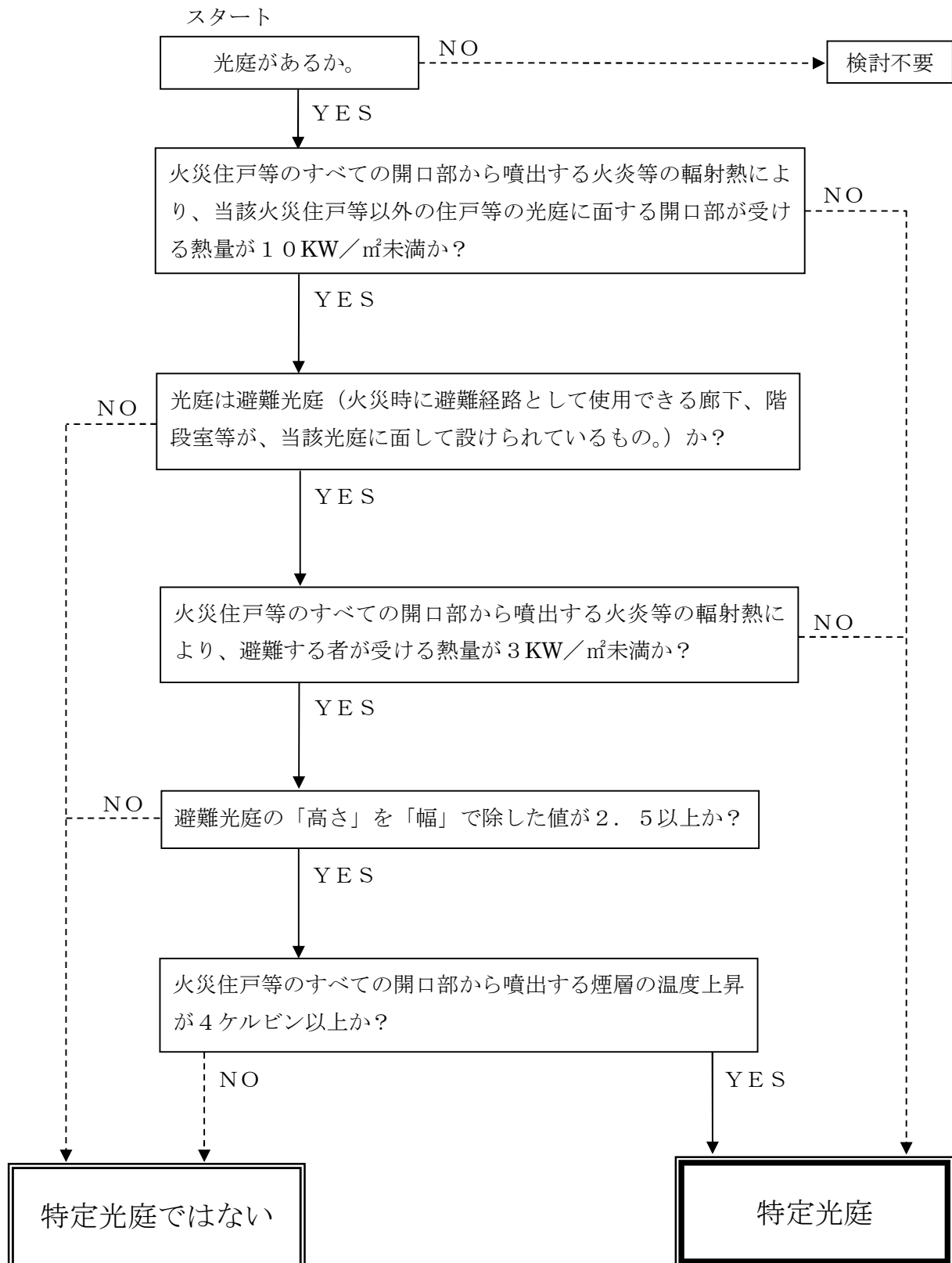
特定共同住宅等早見表（住戸利用施設）

項 目 \ 構造類型	二方向避難・開放型	開放型	二方向避難型	その他
構 造 等	主要構造部が耐火構造である。 共用部分の壁及び天井の仕上げを準不燃材料とする。 住戸等は開口部のない耐火構造の床又は壁で区画する。（一定の防火措置を講じた場合を除く。） 住戸等の共用部分に面する開口部は、防火設備である防火戸とする。 光庭が特定光庭に該当する場合、当該特定光庭に面する開口部等に構造規制あり。 住戸利用施設は、(5)項イ並びに(6)項ロ及びハ（※）に掲げる用途に供される部分に限る。 住戸利用施設の各独立部分の床面積は、いずれも 100 ㎡以下であること。 住戸利用施設の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以下であること。			
	住戸等の共用部分に面する開口部の面積規制なし。		住戸等の共用部分に面する開口部は、一の住戸等につき、一の開口部面積を 2 ㎡以下（機械室等は緩和あり）とし、合計 4 ㎡以下（共用室は 8 ㎡以下）とする。ただし、共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている住戸、共用室及び管理人室は除く。	
特定光庭の判断	「特定光庭の判断フロー」 参照			
開放型の判断	「開放型特定共同住宅等の判断フロー」 参照			
消火器具	法令に従い特定共同住宅等の各部分から歩行距離 20m以下となるよう消火器を設置する。			
屋内消火栓設備	「屋内消火栓設備・共同住宅用スプリンクラー設備の判断表」 参照			
スプリンクラー設備	「屋内消火栓設備・共同住宅用スプリンクラー設備の判断表」 参照			
避難器具	法令に従い設置する。			
自動火災報知設備	共同住宅用自動火災報知設備を設置する。 なお、地階を除く階数が 10 以下のものは、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備とすることができる。	共同住宅用自動火災報知設備を設置する。 なお、地階を除く階数が 5 以下のものは、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備とすることができる。		共同住宅用自動火災報知設備を設置する。
非常警報器具又は非常警報設備	免 除			
誘導灯及び誘導標識	法令に従い設置する。			
連結送水管 非常コンセント設備	法令に従い設置する。ただし、階段室型特定共同住宅等については、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備とすることができる。			
屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	免 除			

（凡例）法令：消防法施行令、消防法施行規則、火災予防条例

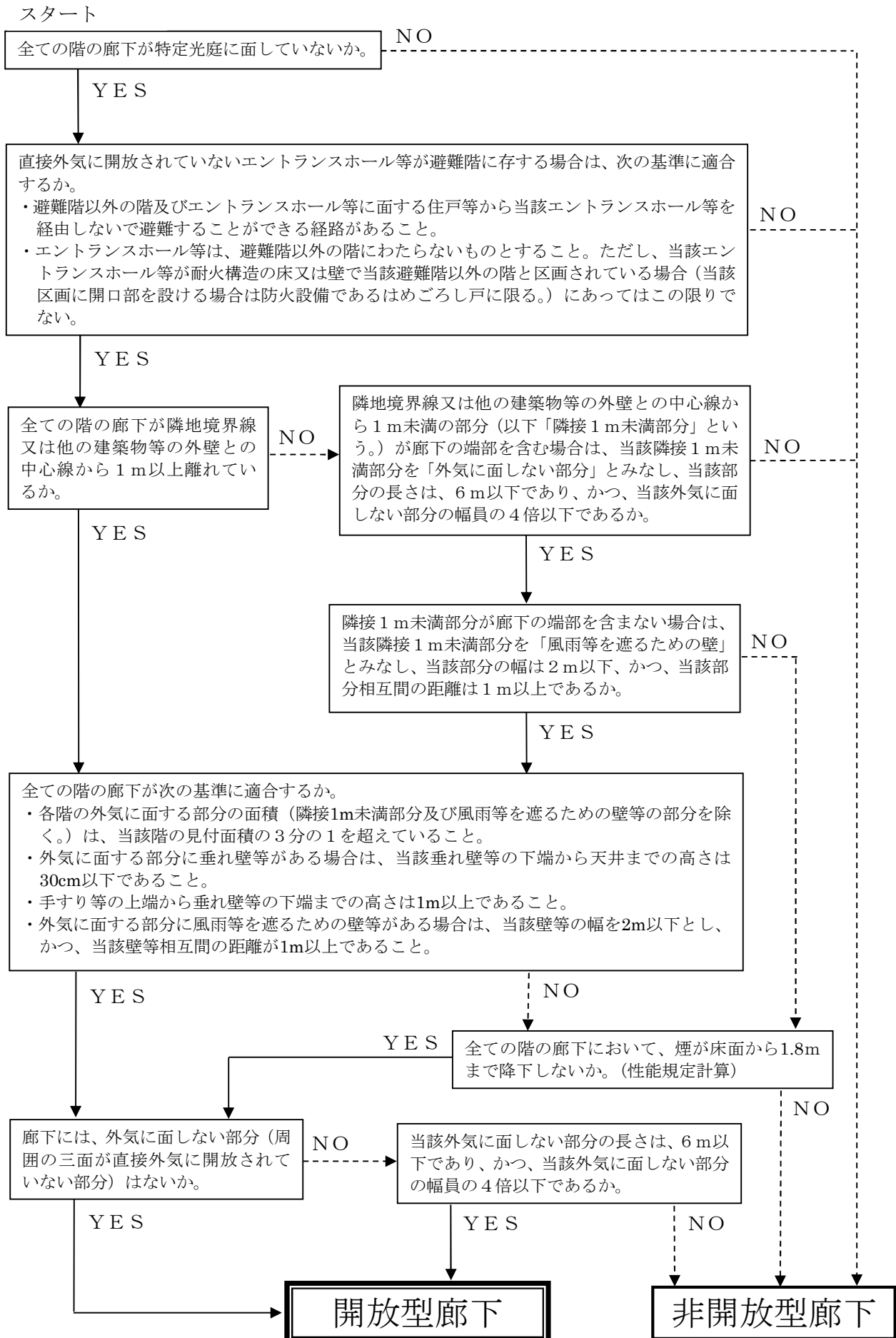
（※）(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあっては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う施設に限る。

■特定光庭の判断フロー



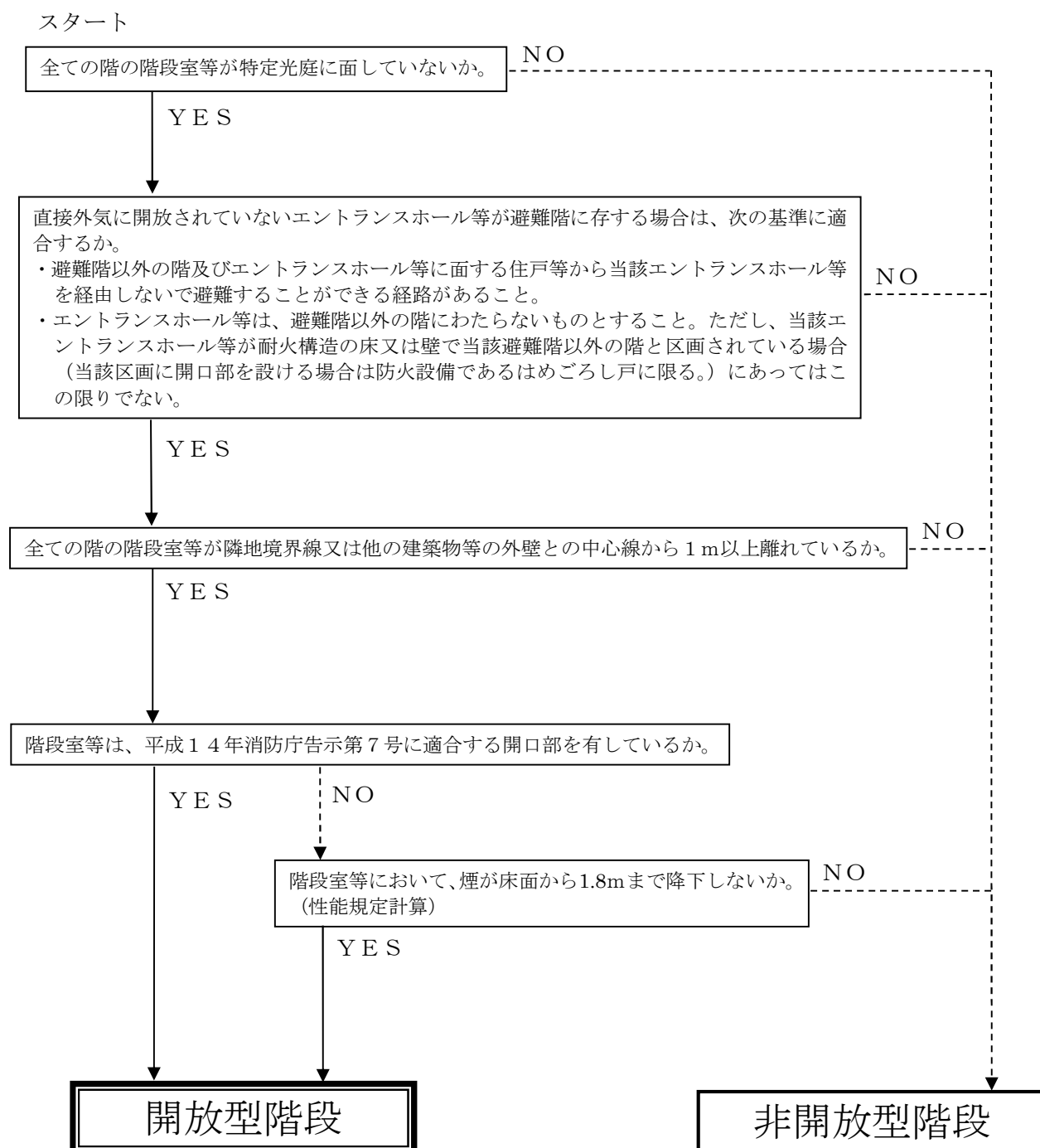
■ 開放型特定共同住宅等の判断フロー

<廊下型特定共同住宅等の場合>



■開放型特定共同住宅等の判断フロー

＜階段室型特定共同住宅等の場合＞



■屋内消火栓設備・共同住宅用スプリンクラー設備の判断表（その1）

＜開放型特定共同住宅等／二方向避難・開放型特定共同住宅等の場合＞

特定共同住宅等の階又は部分				(5) 項口部分		住戸利用施設部分	
				共住用SP	屋内栓	共住用SP	屋内栓
11階以上の階又は地盤面からの高さが31mを超える階・・・①				設置※1	免除	設置※1	免除
特定住戸利用施設（①以外の階に存するものに限る。）・・・②						設置※2	免除
住戸利用施設の床面積の合計が3,000㎡以上のもの	住戸利用施設が存する階（①の階及び②を除く。）			設置※1	免除	設置※1	免除
	住戸利用施設が存しない階	地階又は無窓階で、(5)項口部分の床面積が2,000㎡以上の階（①の階を除く。）		設置※1	免除		
		上記以外の階（①の階を除く。）		不要	免除		
住戸利用施設の床面積の合計が3,000㎡未満のもの	住戸利用施設が存する階	地階 無窓階	住戸利用施設の床面積が1,000㎡以上の階（①の階及び②を除く。）	設置※1	免除	設置※1	免除
			上記以外の階のうち、(5)項口部分の床面積が2,000㎡以上の階（①の階及び②を除く。）	設置※1	免除	不要	設置※3
		4階以上 10階以下	住戸利用施設の床面積が1,500㎡以上の階（①の階及び②を除く。）	設置※1	免除	設置※1	免除
			上記以外の階（①の階及び②を除く。）	不要	免除	不要	設置※3
	住戸利用施設が存しない階	地階又は無窓階で、(5)項口部分の床面積が2,000㎡以上の階（①の階を除く。）		設置※1	免除		
		上記以外の階（①の階を除く。）		不要	免除		

（凡例） 共住用SP：共同住宅用スプリンクラー設備 屋内栓：屋内消火栓設備

※1 住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置する。

なお、次の(1)から(3)の全てに適合する階（開放型特定共同住宅等の場合は14階以下の部分に限る。）は、当該階の共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができる。ただし、特定住戸利用施設を除く。

- (1) 住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とする。
- (2) 共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下及び開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部は、一の開口部面積を4㎡以下、合計8㎡以下とする。
- (3) (2)の開口部には、特定防火設備である防火戸（規則第13条第2項第1号ハの基準に適合するものに限る。）を設ける。

※2 住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置する。

なお、特定住戸利用施設のうち、基準面積が1,000㎡未満のものに特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置したときは、共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができる。

※3 令又は条例の規定により設置義務となる場合に設置する。ただし、条例の規定により設置義務となる屋内消火栓設備については設置しないことができる。

■屋内消火栓設備・共同住宅用スプリンクラー設備の判断表（その2）

＜二方向避難型特定共同住宅等／その他の特定共同住宅等の場合＞

特定共同住宅等の階又は部分				(5) 項ロ部分		住戸利用施設部分	
				共住用SP	屋内栓	共住用SP	屋内栓
11階以上の階又は地盤面からの高さが31mを超える階・・・①				設置※1	免除	設置※1	免除
特定住戸利用施設（①以外の階に存するものに限る。）・・・②						設置※2	免除
住戸利用施設 の床面積 の合計が 3,000 m ² 以上 のもの	住戸利用施設が存する階（①の階及び②を除く。）			設置※1	免除	設置※1	免除
	住戸利用 施設 が存し ない階	地階又は無窓階で、(5) 項ロ部分の床面積が2,000m ² 以上の階（①の階を除く。）		設置※1	免除		
		上記以外の階（①の階を除く。）		不要	設置※3		
住戸利用施設 の床面積 の合計が 3,000 m ² 未 満のもの	住戸利用 施設 が存す る階	地 階 無窓階	住戸利用施設の床面積が1,000m ² 以上の階（①の階及び②を除く。）	設置※1	免除	設置※1	免除
			上記以外の階のうち、(5) 項ロ部分の床面積が2,000m ² 以上の階（①の階及び②を除く。）	設置※1	免除	不要	設置※3
		4階以上 10階以下	住戸利用施設の床面積が1,500m ² 以上の階（①の階及び②を除く。）	設置※1	免除	設置※1	免除
			上記以外の階（①の階及び②を除く。）	不要	設置※3	不要	設置※3
	住戸利用 施設 が存し ない階	地階又は無窓階で、(5) 項ロ部分の床面積が2,000m ² 以上の階（①の階を除く。）		設置※1	免除		
		上記以外の階（①の階を除く。）		不要	設置※3		

（凡例） 共住用SP：共同住宅用スプリンクラー設備 屋内栓：屋内消火栓設備

※1 住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置する。

※2 住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置する。

なお、特定住戸利用施設のうち、基準面積が1,000㎡未満のものに特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置したときは、共同住宅用スプリンクラー設備を設置しないことができる。

※3 令又は条例の規定により設置義務となる場合に設置する。